二　平均前期高齢被保険者加入割合　全ての保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者をいう。）に係る同条第四項に規定する加入者の総数に対する同法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者の総数の割合

三　前期高齢被保険者一人当たり給付額　当該市町村の区域内に住所を有する前期高齢被保険者に係る第一項第一号イ⑴に掲げる額の合算額を当該前期高齢被保険者の数で除して得た額

四　平均一人当たり給付額　全ての都道府県の区域内に住所を有する被保険者に係る第一項第一号イ⑴に掲げる額の合算額を当該被保険者の総数で除して得た額

五　平均前期高齢被保険者一人当たり給付額　全ての都道府県の区域内に住所を有する前期高齢被保険者に係る第一項第一号イ⑴に掲げる額の合算額を当該前期高齢被保険者の総数で除して得た額

（事業状況の報告）

第四十三条　法第百七条の規定による報告は、次の各号に掲げる報告書を当該各号に定める期限までに提出することにより行うものとする。

一　毎月の事業状況を記載した報告書　次のイ及びロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める期限

イ　法第百七条第一号に該当する場合　翌々月二十日

ロ　法第百七条第二号に該当する場合　翌月二十日

二　毎年度の事業状況を記載した報告書　次のイ及びロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める期限

イ　法第百七条第一号に該当する場合　翌年度八月末日

ロ　法第百七条第二号に該当する場合　翌年度七月末日

（法第百十三条の三第一項第一号の厚生労働省令で定める事務）

第四十四条の二　法第百十三条の三第一項第一号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一　法第九条の規定による被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項の届出の受理、被保険者証の交付その他の事務

二　（略）

三　法第七十五条の三に規定する保険給付の審査及び支払

四　法第七十六条第一項又は第二項の規定による保険料の徴収

五・六　（略）

（法第百十三条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める事務）

第四十四条の三　法第百十三条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一　法第九条の規定による被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項の届出の受理、被保険者証の交付その他の事務

二　（略）

三　法第七十五条の三に規定する保険給付の審査及び支払

四　法第七十六条第一項又は第二項の規定による保険料の徴収

五　（略）

（事業状況の報告）

第四十三条　法第百七条の規定による報告は、毎月の事業状況を記載した報告書を翌月二十日までに提出することにより行うものとする。

（新設）

（新設）

（法第百十三条の三第一項第一号の厚生労働省令で定める事務）

第四十四条の二　法第百十三条の三第一項第一号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

（新設）

一　（略）

（新設）

二　法第七十六条第一項の規定による保険料の徴収

三・四　（略）

（法第百十三条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める事務）

第四十四条の三　法第百十三条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

（新設）

一　（略）

（新設）

二　法第七十六条第一項の規定による保険料の徴収

三　（略）